

広報 ふじがわ

特集号

42. 4. 15

選挙公報を発行

町議会議員立候補者の政見などを掲載した選挙公報を発行します。県下83市町村（18市・65町村）の内、今回の地方統一選挙では、2市3町が公報発行に踏み切っています。

当町では、先の町長選挙のとき選挙公報を発行していましたが、町議会議員選挙の場合はこれが初めて。

各立候補者の考えを知るのに絶好なものです。

候補者の掲載申出期限が22日の午後5時、翌日（日）に印刷を完了、24日各世帯へ配布します。

正しい選挙推進大会

四月十三日に

町選挙管理委員会は、今回の町議会議員選挙が公正に行なわれることを願ひ、選挙公明化説明会（出席者八十二名）を四月三日に、続いて四月十三日には明るく正し

富士川町議会議員選挙

告示 4月21日

投票日

4月28日（金）

定員十八名

上回ると選挙

当町の町議会議員の定員は十八名、立候補者が一名でも上回ると選挙になります。

四月二十一日午前八時三十分から立候補の受付が開始され、二十四日の午後五時に締切られます。

違反者は

一人も出ずまい！

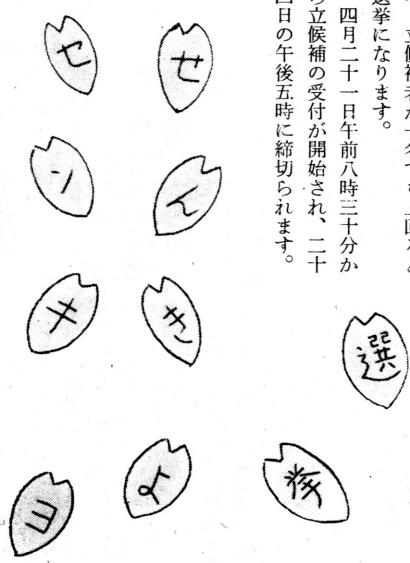
町議会議員選挙では、有権者は候補者があまりに身近かな関係にあるため、ともすれば個人的な利害や情実に左右されたり、他からの圧力に動かされ、清い一票が汚される不正な選挙になりがちです。

わたくしたち選挙人が、選挙法をよく知ることによって、選挙法を守る候補者と守らない候補者をきびしく選別しようではありませんか。

選挙違反に対する強い批判精神をもって、自分の信する候補者に投票することこそ「正しい選挙」の実現に通ずる確かな道といえます。

当町は「明るく正しい選挙重点啓発地区」として自治省の指定も受け（全国四十三地区・静岡県では当町のみ）正しい選挙の推進を積極的に実施しています。

住みよい町はあなたがつくる！！



捨ててもよいとき(選挙)義理人情——人物本位で選ぶ。しかし、その人物がわかっているようでわからぬ——選挙公報・演説を実施せよ

(百十八人)

選挙公報は一面に掲載してあるように発行します。

演説は、立会演説会をのぞき、公営施設個人演説会・街頭演説会が実施されます。

よく読み、よく聞き、よくみて決めましょう。
よくみて、決めるよう



選挙人の選挙意識が低いから違反に結びくどいくらいの広報が必要だ
説明会などを開いて選挙意識向上を図れ

(六十七人)

四月三日に説明会、同十三日には「明るく正しい選挙推進大会」を、それぞれ老人福祉センターで

開催、成果を挙げています。とくに、十三日にはNHKテレビ解説委員・家城啓一郎先生を招き、時局講演会を開いたため、百九十八人もの人たちが出席、成果をあげることができました。

なお、広報を、という意見の半数は、選挙のときはばかりでなく常時啓発を図れと述べています。

成人に対する社会教育を

(二十二)

選挙人の意識向上のためには、息の長い教育が必要だとして、もっと深いものを求めている人たちもいます。

選挙は選挙と割り切れ

親と子、夫と妻——選挙だけは別、自分の信じた候補者に一票を候補者は正しい戦法で

堂々と戦え (六十四人)

選挙運動のできるのに立候補届出の日から投票日の前日(四月二十七日)までです。

正しい戦法——

選挙運動用ハガキ

選挙運動用ハガキ(町議選・五百枚)をくばることができます。

候補者自身が出してもいいし、候補者の知人や友人が、このハガキをもらって推薦状を出してもかまいません。

内容も、買収・利害誘導・虚偽

事項を掲載せず、宛名が個人宛である限り、自由です。

ただし、必ず郵便局の窓口に出し出さなければならず、道路などで直接手渡すことは禁じられています。

文書による選挙運動は、言論による運動に比べて、多くの費用が必要であり、選挙が金によって左右されるおそれがあるので、非常にきびしく制限されています。

違反の実例

- ・候補者の知人などが、自分の友人、知人など多数に投票依頼の手紙を出したものの。
- ・後援会事務所移転などを口実に投票依頼の印刷物を、会員非会員の区別なく多数郵送したものの。
- ・候補者の氏名や経歴などを記載したビラを新聞に折り込んで選挙区内にくばったものの。
- ・選挙運動のビラやチラシを街頭で手渡したり、各戸の郵便受けに入れてたりしたものの。

選挙運動のために、氏名、写真などを大書したパンフレット・著書など多数を選挙区内に無差別に郵送したものの。

候補者を支持する組合の機関紙を、号外の名目で多数配布したものの。

選挙運動のため、文書を多数の人に回覧することは禁じられています。例えば、一枚のポスターを

ひんばんに場所を変えてはりかえたり、選挙用のハガキ・ポスターなどを回覧板にして回覧したものの。

候補者、運動員、候補者の家族の氏名などを書いた時候見舞状などのあいさつ状を選挙区内にくばったり掲示したりすると違反になります。

選挙用ポスター

選挙用ポスター(町議選・五百枚)をはるることができる。

内容は自由ですが、掲示前に選挙管理委員会の検印を受けなければなりません。また、表面に掲示責任者の住所・氏名および印刷者の住所・氏名を記載しなければなりません。

国や地方公共団体などの所有する施設などのほかはどこへはってまかせませんが、必ずその居住者や管理者に、事前に承諾を得る必要があります。

個人演説会

候補者は、個人で選挙運動のために演説会を開くことができます。

開催の回数に制限はないが、公営施設を使用する場合は、届け出を必要とします。

時間は一回につき五時間までは自由に話すことができます。

個人演説会開催の日時・場所を知らせるため、回覧板を出したりチラシを配布することは禁じられています。街頭演説の際、言うこ

とはかまいません。

街頭演説をする必要があります。これは届出をする必要があります。したが、次のような制限があります

街頭演説を行なうには、立候補の届出をして選挙管理委員会から交付される標旗を掲げる場合でなければ行なうことができない。

標旗は、一枚交付される。したがって、常に一箇所で行なうことができない。

街頭演説を行なう場合は、演説者がその場所にとどまっていなければならない。

街頭演説において、選挙運動に従事する者は、運転手を除き、候補者一人について十五名まで。この十五人は、選挙管理委員会から交付される運動員用腕章を着用しなければならない。この場合、乗車用腕章(四枚)を着用した者は運動員用腕章を着用する必要がない。したがって運動員腕章は十一枚交付される。

午後九時から翌日午前六時まで選挙運動のための街頭演説をすることはできない。

街頭演説をするために、自動車(一台)とスピーカーの使用が許されていますが、これにもいろいろな制限があります。

この自動車には、候補者と運転手(一人)のほか四人(計六人)しか乗れません。四人のものにつ

いては、選挙管理委員会から交付される乗車用腕章を着けなければいけません。

言論は本来自由であるべきものであり、演説による選挙運動を禁ずることは好ましいことではないので、とくに弊害のあるもの以外は制限しない建前になっています

▼違反の実例▲

・選挙運動用自動車(一台)・選挙管理委員会が交付する表示板をつけたもの(以外の車で選挙運動を行なったもの)。

・選挙運動用自動車を走らせながら演説したり、連呼行為をしたもの。(必ず停止した車上で演説する。この場合と個人演説会場では連呼行為もよるしい)

アンケートの三分の一近い人たちが、候補者が以上の正しい戦法だけをもって公平に一線に並び、堂々と戦うことを期待しています

わたしは、ある候補予定者を積極的に応援したいと思つているが違反にならぬよう運動するには?

(一人)

現在の公職選挙法では、選挙運動が公平に正しく行なわれるように、かなりきびしいルールを定めています。有権者が、ある候補者を支持し応援したいと思うときには、次のようなことができます

▼選挙用ハガキを候補者からもら



あなたは権利を棄している

い、知人などに有権者自身の名前を差し出すこと。

▼電話を使って投票を頼むこと。

▼会社工場などの休憩時間、青年団、婦人会などの集会で、そこに集まっている者を対象にして選挙運動のための演説をすること。

ただし、あらかじめ聴衆を集めてもらつておいて、そこに出向いて演説することは禁止されている

▼個人演説会や街頭演説の弁士になつて選挙演説をすること。

▼選挙運動用のポスターをはつたり選挙事務所を手伝いをする

(一人)

わたしの知つている範囲内の立候補予定者では、だれへも投票する気になれない、場合によつては棄権しようと思うが、あとの知らない人のなかでいい人があつたら投票する

(一人)

「棄権は自由」——ちよつとみ

たところ筋の通つたようなこの言葉の裏には、危険がひそんでいま

かりに二十人の立候補者のなかから選ぶとして、自分の考えているような人がないにしても、理想像にもつとも近い人を選ぶことがたいせつです。

他人の指示を受けず、あくまでも自分の判断にしたがい、権利を捨てないで投票しましょう。

部落などの推薦を否定

(九十五人)

部落などの推薦に賛成

(五十六人)

部落や団体などの推薦を否定する側の意見としては、

(1)推薦されて当選し、議員になつた場合、その人は、どうしても部落や団体の利害を第一に考えねばならぬところから、全町の、公平的な行政をははむことになる。

(2)部落をあげての推薦だから、あんなに賛成し投票してくれなどと言われたが、ほんの一握りのいわゆる部落内の有権者が決めて、それをわたしどもに強制する。こうした行き方は、選挙に限らず、民主的に運営される現社会の仕組みに逆行するもの。

(3)推薦となると、いやでも、事務所へ顔出ししなければならず、わたくし給料取りの負担は大き

い。(4)推薦は、調整を意味し、出たいと思つた人が出にくくなる。被選挙権のある人は、だれでも自由に

出ることができるのだ。(5)見張りなどというキタナイ行為の根源はこの部落推薦にある。などがあげられます。

部落や団体などの推薦に賛成す

る側の意見としては、

(1)よりよい町政を期待するために、立候補した人のなかからいい人を選ぶことはもちろんだが、一歩進めた考えをもてば、わたくしたちの期待をになうことのできる人を積極的に盛りたてて応援し当選させることが必要だ。

(2)部落とか団体内では、人物がよくわかり、でたためな候補者を出すということが少ない。

(3)部落や団体の代表として議会におくられた議員が、全町的な行政に参画するほか部落や団体の向上のために働くのは当然である。

(4)推薦の場合は、選挙後四年間、その議員がどのように働くかを注意する度合いが深く、ひいては町政全般に対する関心が高くなる。などがあげられています。

町議選日程

18日・立候補届出書類・選挙公

報原稿予備審査

- 19日・投票所入場券配付
- 21日・選挙期日等の告示
- 立候補の受付午前8時30分〜午後5時
- ポスター検印掲出開始
- 選挙事務所の届出と設置
- 出納責任者、選挙立会人等の届出
- 街頭演説の開始届出後午後9時
- 個人演説会開始・公営外不在者投票の開始
- 22日・選挙公報掲載申出期限午後5時
- 選挙公報印刷開始
- 立候補者の責任者・出納責任者打合わせ会午前9時
- 23日・公営施設個人演説会開始
- 選挙公報印刷完了
- 24日・選挙公報各世帯へ配付
- 立候補締切 午後5時
- 25日・選挙立会人の届出締切
- 26日・選挙立会人のくじ、午前9時
- 投票記載所氏名掲載順序のくじ
- 27日・選挙運動最終日
- 不在者投票終了午後5時
- 28日・投票午前7時〜午後6時
- 開票午後7時第一公民館
- 29日・当選証書付与 午前9時
- 5月13日
- 選挙運動費用収支報告書の提出期限

投票所に大勢の立会人がいて投票することが重苦しい、なんとか工夫を

投票所の立会人の注意深い投票監視を願う (一人)

投票立会人の数は、法で三人以上五人未満となっています。当町ではその中間をとって四人、6投票所にはいずれも同数です。この立会人の数は、正しい投票が行なわれるためには必要なものです。

気軽に投票できる投票所をということで、場内を明るく飾り付けるとともに図書館などの施設の場合でもくつやげたのまま出入りできるようにするなど、選挙人の圧迫感をつとめて排除しようとしています。

他市事業所に勤務する者だが、投票時間を朝三十分ほど早くできないか (二人)

原則的には朝7時から午後6時までとなっております、当町でも従来よりこの時間で実施してきています。2時間以内ならば前後にずらすことはできますが、長い間の習慣が皆さんに浸透していますので混乱を防ぐ意味からも、時間を変更することは避けたいのです。

代理投票

秘密は守られる

からだの都合とか、字が書けな

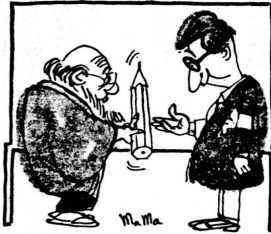
いたために、自分で投票することが

三月二十五日の締切までに九点

富土川町明るく正しい選挙をする会(会長・池上憲)は「明るく正しい選挙はどうすればできるか」という主題で論文を募集しました。

選挙論文

入選・佳作決まる



字の書けない人は、代って書いてもらえます。 森吉正昭

の論文が寄せられ、審査の結果次の人が入選・佳作と決定しました

▲選挙論文

入選 丸山慶蔵
中之郷新町四十九

印刷所勤務 52歳
増井兼吉
中之郷宮町 59歳
朝日生命営業所長
佳作 大石四郎

岩淵相生町 61歳
公務員
小永井一雄
中之郷本通り
織維板製造業主 49歳

「よい政治、住みよい社会を望むなら、よい人を選べ」

改めて言うまでもないことだが公正な選挙が行なわれ、有能な人物が選出されるか否かは、結局、有権者一人々々の良識にまつほかはない。買取や情実等による無自覚な投票は、やがて何らかの形でわれわれの生活を圧迫する暗い影となって返ってくる。これは自ら墓穴を掘るに等しい。

公明選挙を望む声は久しい。しかし、選挙のたびに新聞紙上をにきわす違反の数々をみせつけられると、百年河清を待つのがある。

ここで考えさせられるのは、悪質な違反行為は論外として、無知無関心などによる軽率な違反、例えば「これくらいのことには構わぬのではないか」とか、あるいは、ある働きかけに対して、なんとなく引き込まれてしまふというような認識不足から生ずる違反が案外多いのではないかと。公明選挙

選挙論文入選作

明るく正しい選挙は
どうすればできるか

丸 山 慶 蔵

例を引用し、一見して理解できるように簡易書式の「手引き」を配布して、一般に周知せしめることも一つの方法である。違反が少なくなっていけば、必然

的に、社会的地位や金力はなくとも、衆望ある有能な人物なら選出されるという選挙の真の目的にさらに一歩近づくわけである。

いずれにしても、有権者一人一人の自覚が先決問題である。そして、公明選挙を実現させる最後の手段としては、候補者に過が失なかつた場合でも、運動員・推薦人に違反行為があつた場合は当選しても、これを無効とするという措置が残されている。有能な人物を落とすことは惜しまれるが公正な選挙、ひいては明るい社会を築くという最終の目的を成し遂げるためにはやむをえないことである。

ここまで徹底すれば、自らが推す候補者に苦汁を飲まずような運動員・推薦人の暴走はありえないはずである。



選挙人名簿と

不在者投票

選挙人名簿

選挙人名簿というのは、選挙権のある人をあらかじめ登録しておいて、投票するときにこれを照合することによって、投票しようとする人が有権者であるかどうかを確かめるためにつくられたものです。

選挙権のある人でも、名簿にのっていない人は投票することができません。

これまでの選挙人名簿は、毎年一回つくられる「基本選挙人名簿」と、選挙のたびに選挙人の申出によってつくられる「補充選挙人名簿」の二本立てになっていました。昭和四十一年六月に法律が改正になり「永久選挙人名簿」が新しく採用されました。

この永久選挙人名簿は、いったん登録された人は、住所を移動したり死亡しない限り、ずっと登録され、住所転居者と新しく年令満二十歳に達した人は、本人の申出にもついで三月と九月の年二回登録される制度です。

現在は、昭和四十二年三月一日で満二十歳に達した人と、昭和四

十一年十二月一日までに住所を移転した人が三月三十一日に追加登録されています。

したがって、この三月二日以後に年令満二十歳以上になった人は今回の選挙には投票することができません。また昨年十二月二日以後に住所を移転した人で前住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、その市町村で投票ができます。

また、そういう人のためには、わざわざ前住地に行つて投票したくても、現住所地の市町村の選挙管理委員会で投票することができ「不在者投票」制度があります

不在者投票

四月二十一日〜二十七日

投票日(四月二十八日)に、次にあげる理由によって、どうしても投票所に行つて投票することができない人のために、不在者投票をすることが出来ます。

(1)町外で職務や業務に従事中である人。(たとえば、商品仕入、出張旅行、研究視察、鉄道乗務のよ

(2)やむを得ない用務または事故のため、町外に旅行または滞在中の人。(冠婚葬祭、交通事故などのような場合)

(3)病氣、負傷、妊娠、不具のため歩くことが著しく困難である人、また監獄や少年院、婦人補導院、老人ホームなどに収容されている

人。(病院長が不在者投票管理者として指定された病院に入院中のような場合)

このような理由がある人は、四月二十一日から二十七日までの一週間(毎日午前8時30分〜午後5時)不在者投票をすることが出来ます。

この不在者投票には、
・町選挙管理委員会(役場内)で行なう方法(出張する前に不在者投票するなどの場合)
・他市町村の選挙管理委員会で行なう方法(旅行、滞在先の住所地で不在者投票をする場合)
・県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、国立保養所などでする方法

があります。

この方法は、投票の不正を防止するため、投票日に投票に行けないことの証明書が必要があるとかいくつかの手続きが定められていますから、町選挙管理委員会に相談のうえ、間違いないよう十分この制度を活用し、棄権することのないようにしましょう。

残念な

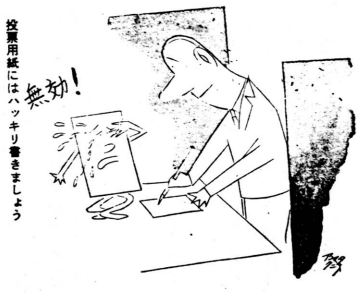
無効投票

せっかく投票をしても、無効になつてしまふのでは残念なことです。

前回(昭和三十八年四月)の町議選の際の無効投票は六一票(総投票数、八・〇二〇票)でした。どのような投票が無効となるか

。候補者でない人の氏名を記載した投票
。候補者となることができない人の氏名を記載した投票
。二人以上の候補者の氏名を記載した投票

。候補者の氏名のほか他事を記載した投票(職業・身分・住所・敬称の記入したものを除く)
。候補者の氏名を自書しない投票



投票用紙にはハッキリ書きましょう

アヤコ・タニシ

投票日

4月28日(金)

午前7時〜午後6時

(代理投票の場合を除いては自書しなければならぬことになつており、活字やゴム印などの使用、他人の加筆は無効となる。候補者のだれを書いたのか確認し難い投票)

。白紙投票
。単に雑事を記載した投票
。単に記号、符号を記載した投票

投票用紙には、自分の入れたと思う候補者の氏名を一人だけハッキリと書き、余分なことは書かないようにしましょう。

字の書けない人は係りに話して代理投票をしましょう。

投票の秘密

「義理や人情にしばられず、あるいは買収、供応などにも応じないで自分の判断で、りっぱな人を選びたいと思うのだが、頼みにきた運動員などに「あなたがだれに投票したかは、すぐにはわかるから」と言われるとどうも……」

このような声は、選挙のたびに少なからず耳にすることです。

憲法第十五条には「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人はその選択に関し公的にも私的にも責任を問われぬ」と定め、これに対して公職選挙法も「何びとも選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない」と規定しています。つまり、投票者がどんな候補者を選んで投票しようか、これについて他人も干渉することはできないし、まただれに投票したかというのを他人もせん索することはできないということです。もちろん、自分の投票について他人に尋ねられても、これに答える必要はないということです。

さて、このようにして憲法でも保障されている投票の秘密はどのような方法で守られているのでしょうか。

もっとも気になるのは、開票の際に、筆跡などでだれの投票であるかがわかるのではないかとということですが、開票を始めるときには、まず開票管理者は、開票立会人といっしょに、各投票所から送られてきた投票を一か所に集めて全部の投票をいっしょにしてしまします。どの地区の投票にはどの候補者の票が多かったというようなことは全くわからなくなるようにします。

したがって、このようにして集められた何千という投票の中から特定の筆跡を、それも短時間のあいだにチェックしようとするのは不可能といえるでしょう。

また、投票用紙に何らかのくしるしををつけることによって、投票者と運動員とがだれに投票したかを確認しあうという、もっともらしい話もありますが、これは、投票用紙に、候補者の氏名・職業・身分・住所・敬称以外のことを書くこと他事記載々々として、その投票は無効になるという法律の規定がありますから、せつかくの投票をむだにしようという方法も実際にはできないということです。

代理投票でも、本紙五ページに記してあるとおり、投票の秘密は絶対に守られます。

このほか、投票所の設備も、他の投票者の投票をのぞき見したり

投票用紙を投票者同志で交換したり、その他の不正なことが行なわれないように設備しなければならぬことが法律で定められています。また、こうした不正が行なわれないように監視するため、投票管理者と投票立会人がおかれています。

以上のように、選挙の管理執行の面できびく投票の秘密を守るうとしていのですから、当然、これに対応して非常にきびしい罰則が定められています。

選挙事務関係者が、選挙人（投票者）に対し、選挙人がこれから投票しようとしている候補者の名前、またすでに投票した候補者の名前を表示するように求めたときは、「職権濫用による選挙の自由妨害罪」として処罰されます。また、これらの選挙事務関係者が、選挙人が投票した候補者の名前を公表したり、たとえその名前が事実でない虚偽のことであっても「投票の秘密侵害罪」として罪せられます。

このように、選挙人が自由にだれを選んで投票しても、絶対に第三者に知られることはないということを確認して、義理人情にもとらわれず、あくまでも自分の判断によって、りっぱな候補者を選びましょう。

見張りの禁止など

三項目を決議

明るく正しい選挙推進大会

四月十三日午後一時から老人福祉センターで「明るく正しい選挙推進大会」が開かれました。

当町は自治省から明るく正しい選挙常時啓発重点地区に指定されているため、町選挙管理委員会（委員長・谷津倉昇）と明るく正しい選挙をすすめる会（会長・池上憲）が主催して行なったもので、現職議員、町議選立候補予定者、婦人会・青年団・各区長、一般の皆さんなど百九十八名、大会議室超満員の盛況のうちに、石川町議会議長が議長となって進められました。

婦人会を代表して、望月八代会長が「情実にとらわれず、政策政見で適任者を選びたいと思う。立候補者も違反のない正しい選挙をしてほしい」、渡辺幸一町連合青年団長が「選挙の自由を守り、明るく正しい選挙のできる環境づくりをしたい」、また池上憲区長が「町民ぐるみで理想的な選挙になるよう啓発し合っていきたい」とそれぞれ意見発表をしました。

つづいて、「最近の地方選挙は明るく正しい選挙とまったくかけ離れた事前運動や戸別訪問などの違反が頻出し、情実、供応、買収など金の力に流される選挙が各地で見られることは寒心にあえない。この日の大会を機に、候補者や運動員がよく選挙のルールを尊重し、りっぱな選挙が行なわれるよう関係者の自重を切望、町民の自覚と奮起を期待する」と大会宣言しました。

- (1) 買収、供応などの違反をなくす。
- (2) 選挙の自由を妨害する「見張り」などの禁止
- (3) 情実、因縁にとらわれず、自らの考えで投票する。

の三項目を決議、中川国兵町長大竹二朗清水県税事務所長の来賓あいさつがあり、明るく正しい選挙を申し合わせて、この日の大会を終えました。

このあと、NHK解説委員・家城啓一郎先生の「最近の内外情勢と地方選挙」と題する時局講演会があり、出席の皆さんは、内容の深い講演にじっと耳を傾けていました。

